令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:大野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93. 5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112. 5%
全職員	72. 4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99. 0%
本庁課長相当職	96. 5%
本庁課長補佐相当職	96. 1%
本庁係長相当職	91. 0%

(2) 勤続年数別

#h %= <i>C</i> ;	男女の給与の差異
勤続年数	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	102. 7%
3 1 ~ 3 5 年	98. 7%
26~30年	88. 6%
2 1 ~ 2 5 年	94. 8%
16~20年	102. 4%
11~15年	81. 4%
6~10年	97. 5%
1~5年	91. 9%

【説明欄】

- ・本市職員の給与については、条例に定める給料表等に基づき決定しており、制度上、男女の差異 は存在しない。
- ・昇給, 昇格及び昇任についても、男女同一の基準により勤務成績や経験年数に基づき決定しており、制度上の差異は存在しない。
- ・扶養手当および住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は69.6%となっている。
 - * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。